

静岡市農業者物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、農業生産資材等の価格が高騰している状況に鑑み、その影響を受ける市内の農業者等を支援し、農業生産の安定を図るため、当該農業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する農業者又は農業生産を行う法人であつて、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 市内に住所（法人にあつては主たる事業所）を有すること。

(2) 市内で営農している者であつて次のいずれかに該当すること。

ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）

第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）

イ 認定新規就農者（基盤法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）

ウ 令和7年の農産物販売額が500万円以上の者

エ 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）において環境負荷低減事業活動の認定を受けている者

イ みどりの食料システム法附則第3条において、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置を受けている者

ウ 令和7年度の営農において、次に掲げる環境負荷低減の取組が確認できる者

(ア) 土壌診断に基づく施肥

(イ) 生育診断に基づく施肥

(ウ) 施肥量及び肥料銘柄の改善

(エ) 燃油使用量の低減

(オ) 中干し期間の延長

(カ) 温室効果ガス発生抑制飼料の利用

(キ) 食品残渣の利用

- (ク) 飼料設計の改善
- (ケ) 高品質堆肥の製造
- (コ) 畜産排水の適正処理
- (サ) 飼育衛生管理の向上
- (シ) (ア) から (サ) までに掲げるもののほか、環境負荷低減の取組として妥当であると市長が認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、直近の事業年度に支出した経費であって、種苗費（素畜費を含む）、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、修繕費及び動力光熱費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は静岡県が実施する次に掲げる補助事業の対象者にあつては、当該補助事業の補助対象となる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 配合飼料価格安定制度
- (2) 家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金
- (3) 施設園芸セーフティネット構築事業
- (4) 茶セーフティネット構築事業
- (5) 施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業
- (6) 荒茶工場燃料価格高騰対策緊急支援事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に0.0138を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切捨てた額）とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、農業者物価高騰対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、一の申請者につき1回限りとする。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 第2条第3号ウの取組の内容が分かる書類
- (3) 補助金算出内訳書
- (4) 振込先の金融機関の名称、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写し

(5) 令和7年の農産物販売額、農業関連経費及び農業用償却資産が分かる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定したときは農業者物価高騰対策事業費補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないことを決定したときは農業者物価高騰対策事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(請求)

第7条 前条第1項の規定に基づく農業者物価高騰対策事業費補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)による通知を受けた者は、請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年度に限り適用する。

様式第1号（第5条関係）

農業者物価高騰対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
申請者	氏名	〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
	電話	

補助金の交付を受けたいので、静岡市農業者物価高騰対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 要綱第2条第3号ウの取組の内容が分かる書類
- (3) 補助金算出内訳書
- (4) 振込先の金融機関の名称、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写し
- (5) 令和7年の農産物販売額、農業関連経費及び農業用償却資産が分かる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号（第5条関係）

同意書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その主たる事
務所の所在地

氏名 } 法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名

電話

静岡市農業者物価高騰対策事業費補助金の交付に必要な範囲で市が国及び静岡県にこの補助金の申請に関する情報を提供し、次に掲げる補助事業の補助対象者であるか確認することに同意します。

- （1）配合飼料価格安定制度
- （2）家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金
- （3）施設園芸セーフティネット構築事業
- （4）茶セーフティネット構築事業
- （5）施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業
- （6）荒茶工場燃料価格高騰対策緊急支援事業

様

静岡市長 氏 名 印

農業者物価高騰対策事業費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市農業者物価高騰対策事業費補助金交付要綱第6第1項の規定により、次のとおり決定し、及び補助金の額を確定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件

(1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(2) 次に掲げる補助事業の対象者にあつては、当該補助事業の補助対象経費については、この補助金の交付を受けないこと。

- ア 配合飼料価格安定制度
- イ 家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金
- ウ 施設園芸セーフティネット構築事業
- エ 茶セーフティネット構築事業
- オ 施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業
- カ 荒茶工場燃料価格高騰対策緊急支援事業

(3) この補助金の交付に必要な範囲で市が国及び静岡県にこの補助金の申請に関する情報を

提供し、前号アからカに掲げる補助事業の補助対象者であるか確認することに同意すること。

- (4) 前3号までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第4号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

農業者物価高騰対策事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市農業者物価高騰対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

不交付の理由

様式第5号（第7条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあっては、その主たる事 務所の所在地〕
請求者	氏名	
	電話	

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市農業者物価高騰対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協
支店・支所
口座番号 普通・当座 No.
口座名義